

令和 4 年 8 月 1 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 4 年 5 月 19 日から令和 4 年 6 月 20 日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、4 件の御意見をいただきました。意見公募においていただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。

1 改正概要

次の物質を消防活動阻害物質に指定するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号）を改正するものです。

- ・ 4—メチルベンゼンスルホン酸及びこれ含有する製剤（4—メチルベンゼンスルホン酸 5% 以下含有するものを除く。）

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 4 年 5 月 19 日から令和 4 年 6 月 20 日までの間、御意見を公募したところ、4 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙 1のとおりです。

【参考】

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募」

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220518_kiho.pdf

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 53 号）を本日付けで公布しました。

改正省令新旧対照表 別紙 2



(連絡先)

消防庁危険物保安室 担当：竹村、伊藤

TEL：03-5253-7524 (直通)

FAX：03-5253-7534

**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>消防活動阻害物質の指定条件として、毒劇物に指定されていることが前提という考え方でよいのか。総務省ホームページによると、令和4年2月7日の第3回火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会の資料（調査検討報告書（案））では4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物で実験を行い、有害物質発生の確認を行ったようですが、一水和物は劇物に指定されていないことから、消防活動阻害物質に指定されないということでしょうか。実験結果からだ一水和物も加熱により有害物質が発生するので、指定すべきかと思われませんが。もし今後一水和物が劇物に指定された場合は、自動的に消防活動阻害物質に指定されるという認識の方がよろしいでしょうか。なぜなら、一水和物で実験を既に実施しているのです。</p>	<p>本省令によって指定される消防活動阻害物質は、御意見の通り毒物又は劇物に指定されていることが条件となります。</p> <p>また、本検討会では試薬の入手困難性等を考慮し、4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物で試験を実施しました。その結果、4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物が消防活動阻害性を有していることが明らかになったため、4-メチルベンゼンスルホン酸に関しても当然に消防活動阻害性を有しているものと結論づけております。</p> <p>本改正では、4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）を指定することとなりますが、御意見のとおり4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物が毒劇物に指定された場合は、新たに消防活動阻害物質に指定される可能性があります。</p>	無
2	(個人)	<p>今般の追加指定を含め、火災時の被害軽減の為には、消防活動阻害物質を定め管理していく事は重要だと思いますが、その実効性に関しては、懸念している事がありますので、申し上げさせて戴きます。</p> <p>【消防活動阻害物質は消防への届出以外の義務がない。】 現在、化学物質に掛かる除法の伝達は、ラベル・SDSを以て様々な行政の情報や危険有害性を伝達するのが、一般的となっております。 ラベルは文字数の制限もあり、難しいかと思いますが、消防庁の方でも各種情報の伝達にSDSを積極的に用いてははいかがでしょうか？</p>	<p>本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無

		<p>一般に、川下事業者は川上事業者よりも、法規制に関する知見は少なく、川上側事業車から十分な情報伝達がないと、法令遵守に抜けが生じやすくなります。</p> <p>本規定は、比較的低い濃度でも対象となることがある為、最下流の事業者にも義務が課されることがあります。</p> <p>こうした川下事業者に対して、保管するだけでも義務が発生する事を十分に周知することなく、遵守を求めるとするのは、かなり無理のある制度ではないかと考えます。</p> <p>消防庁としては、危険品の情報伝達に於いて、GHSとは異なる基準での運用をされている事から、SDS制度とも距離を置いておられるのかも知れませんが、現在では、GHSは様々な法規制情報の包括的な伝達ツールという位置付けで見られる事が多くなっておりますので、危険品の分類基準はともかく、行政上の情報伝達の一元化に与すべきではないかと思えます。</p>		
		<p>【発生が懸念される有毒ガス等に関する情報の提供について】</p> <p>一般にSDSでは、当該物質そのものの有害性に関する情報は載っても、火災などで発生しうる二次的な物質についての情報は殆ど載っていません。</p> <p>発生が懸念される物質が判れば、その物質についてSDSで火災時の対応についてより詳しい情報を提供する事が可能になり、一層の火災予防対策に寄与できる可能性があると考えます。</p>	<p>本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
		<p>【イエローカード制度との連携について】</p> <p>消防法の行政上の規定にはなっていませんが、貴庁では、日化協と協力し、イエローカード制度を推進されておられるかと存じます。</p> <p>本制度は、現状毒劇法、高圧ガス保安法のみが制度と連動する規制を設けております。</p> <p>一方で消防は法体系的には何の根拠もないにも関わらず、当該制度に深く関与しているという状況にあります。</p> <p>このことは、輸送上の事故が起きた際に現場に一番に駆けつける最前線の消防関係者に適切なイエローカードの提示が難しくする要因にもなっているのではないかと懸念します。</p> <p>特に、本消防活動阻害物質に関する情報は、車両火災特にトンネル内火災に於いては重要な情報となりえるので、法整備の上、法</p>	<p>本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

		<p>的根拠を以てイエローカードに記載するようにすべきと考えます。</p> <p>以上、いずれも今般改正そのものに対する意見ではありませんが、消防活動阻害物質関連の課題と考えますので、ご検討戴けると幸いです。</p>		
3	(個人)	<p>例えば、4-メチルベンゼンスルホン酸10%をアルコール類やシンナー系溶剤等の危険物に溶解して使用する場合、危険物としての届け出と阻害物質としての届け出両方が必要となるのでしょうか？</p>	<p>御意見のように、消防活動阻害物質を消防法上の危険物に溶解した結果、溶解後の物質が危険物の性状を示す場合、その物質は消防法上の危険物に該当します。</p> <p>上記の場合は、溶解させた危険物の種類とそれを保管する数量によって、危険物施設の設置・変更許可申請若しくは指定数量未滿の危険物の届出又は消防活動阻害物質の届出のいずれかが必要になることがあります。</p>	無
4	(個人)	<p>4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物は除外されますか。</p> <p>4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤が毒劇法指定令に指定された際に、4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物は除外されました。</p> <p>毒劇法と同様に一水和物は非該当でしょうか。</p>	<p>御意見のとおり、4-メチルベンゼンスルホン酸一水和物は本改正には含まれません。</p>	無

○提出意見数：4件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

○総務省令第五十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、
（
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省
令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月一日

総務大臣 金子 恭之

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定
する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する
省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線
を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象
規定として移動する。

改正後

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(二)～(七十) 略	(七十) ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤	(七十二) メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。)	(七十三) 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(四―メチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有するものを除く。)	(七十四) 略	(七十五) 略
[略]					

改正前

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 [同上]

(二)～(七十) 同上	(七十) メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。)	(七十二) ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤	(七十三) 同上	(七十四) 同上	(七十五) 同上
[同上]					

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和五年二月一日から施行する。